

○松山市公衆浴場法施行条例

平成24年3月23日

条例第20号

改正 令和2年3月26日条例第14号

令和3年10月4日条例第26号

(趣旨)

第1条 この条例は、公衆浴場法（昭和23年法律第139号。以下「法」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「一般公衆浴場」とは、温湯等を使用し、同時に多数人を入浴させる公衆浴場であつて、その利用の目的及び形態が地域住民の日常生活において保健衛生上必要なものとして利用されるものをいう。

2 この条例において「浴槽水」とは、浴槽内の湯水をいう。

3 この条例において「ろ過器」とは、浴槽水を再利用するため、浴槽水中の微細な粒子、繊維等を除去する装置をいう。

4 この条例において「原水」とは、ろ過器を通していない浴用に供する湯水であつて、浴槽水以外のものをいう。

(設置の場所の配置の基準)

第3条 法第2条第3項の規定により条例で定める公衆浴場の設置の場所の配置の基準は、新たに設置しようとする一般公衆浴場と最も近接する一般公衆浴場との直線距離が、300メートル以上となることとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条若しくは第6条の2の規定による確認又は法第2条第1項の規定による許可を受けた一般公衆浴場が、当該確認又は許可を受けた日から2月以内に着工しない場合又は6月以内に工事が完成しない場合において、当該一般公衆浴場に近接して新たに一般公衆浴場を設置しようとするとき。
- (2) 既設の一般公衆浴場が工事の完成後2月以内に営業を開始しない場合又は引き続き6月以上休業した場合において、当該一般公衆浴場に近接して新たな一般公衆浴場を設置しようとするとき。
- (3) 土地の状況等により、市長が一般公衆浴場の設置の場所が公衆衛生上適正な設置の

場所であると認めたとき。

(構造設備の措置の基準)

第4条 法第3条第2項の規定により条例で定める営業者が講じなければならない入浴者の衛生及び風紀に関する措置の基準のうち、構造設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 公衆浴場の施設全般は、次の要件を満たすものであること。

ア 周囲は、清掃及び排水が容易にできる構造とすること。

イ ねずみ及び衛生害虫等の侵入を防止するため、外部に開放する排水口、窓等に必要に応じ金網その他の防除設備を設けること。

ウ 施設の採光、照明及び換気を十分行うことができる構造設備とすること。

(2) 入浴者の履物を安全に保管することができる設備を入浴者数に応じて設けること。

(3) 脱衣室は、次の要件を満たすものであること。

ア 屋外から見通しのできない構造で、かつ、男女を区別し、その境界に相互に見通しのできないよう隔壁を設けること。

イ 男子脱衣室及び女子脱衣室の床面積はそれぞれ24.75平方メートル以上、天井の高さは3メートル以上とすること。

ウ 床面は、耐水性の材料を用いること。

エ 十分な換気ができるよう換気用の窓又は適当な換気機能を有する換気設備を設けること。

オ 床面において照度が150ルクス以上になるよう採光用の窓又は適当な照明機能を有する照明設備を設けること。

カ 入浴者の衣類その他の携帯品を安全に保管できる設備を入浴者数に応じて設けること。

キ 洗面設備を設けること。

ク 洗濯機を設置する場合は、専用の排水口を設けること。

ケ 乾燥機を設置する場合は、水蒸気、燃焼ガス等を屋外に排出できる構造とすること。

(4) 浴室は、次の要件を満たすものであること。

ア 屋外から見通しのできない構造で、かつ、男女を区別し、その境界に相互に見通しのできないよう隔壁を設けること。

イ 男子浴室及び女子浴室の床面積は、それぞれ24.75平方メートル以上とすること。

- ウ 天井は、高さが3.6メートル以上とし、水滴が落下しない構造とすること。
- エ 床面、床面から少なくとも1メートルの高さまでの周壁及び浴槽は、耐水性の材料を用いること。
- オ 床面は、滑りにくい材質で、湯水が停滞しないよう適当な勾配を設け、かつ、清掃が容易に行える構造とすること。
- カ 十分な換気ができるよう換気用の窓又は適当な換気機能を有する換気設備を設けること。
- キ 床面において照度が150ルクス以上になるよう採光用の窓又は適当な照明機能を有する照明設備を設けること。
- ク 洗い場の給湯栓及び給水栓は、十分な間隔を置き、5組以上設けること。
- ケ 洗い場の排水溝は、安全で、かつ、排水に支障のない構造とすること。
- コ 浴槽は、入浴者数に応じ十分な広さを有すること。
- サ 浴槽は、上縁が洗い場の床面から15センチメートル以上の高さを有すること。ただし、洗い場で使用する湯水及び浴槽からあふれ出た湯水が浴槽内に流入しないよう適切な措置を講じている場合は、この限りでない。
- シ 浴用に供する湯水に井戸水等を使用する場合は、必要に応じ、消毒装置等の設備を設けること。
- ス ろ過器を設置する場合は、次に掲げるところによること。
- (ア) 浴槽ごとに設置するよう努め、1時間当たりの浴槽水の処理能力は、浴槽の容量以上であること。
- (イ) ろ材は、逆洗浄（湯水を浴槽とろ過器との間で循環させる方向とは反対の方向に流すことにより行う洗浄の方法をいう。次条第1項第12号において同じ。）が十分に行えるものであること。
- (ウ) 集毛器（毛髪等を除去する設備をいう。次条第1項第18号において同じ。）は、浴槽水がろ過器に入る前の位置に設けること。
- セ 原水の注入口は、循環配管（湯水を浴槽とろ過器等との間で循環させるための配管をいう。以下同じ。）に接続せず、浴槽水面の上部から浴槽に落とし込む構造とすること。
- ソ 循環水（ろ過器を通した浴用に供する湯水をいう。以下同じ。）は、浴槽の底部に近い部分から補給される構造とすること。

- タ 打たせ湯又はシャワーを設置する場合は、循環水を用いない構造とすること。
- チ 気泡発生装置、ジェット噴射装置その他微小な水粒を発生させる設備（次条第1項第23号においてこれらを「気泡発生装置等」と総称する。）を設置する場合は、点検、清掃及び排水が容易に行うことができ、その空気取入口から土ぼこりが入らない構造とすること。
- ツ 浴槽からあふれ出た湯水及び回収槽（浴槽からあふれ出た湯水を配管により回収するための水槽をいう。以下このツ及び次条第1項第22号において同じ。）内の湯水を浴用に供する構造になっていないこと。ただし、これにより難しい場合は、還水管（浴槽からあふれ出た湯水を浴用に再利用するための配管をいう。同号において同じ。）を直接循環配管に接続しない構造で、かつ、回収槽は、地下埋設をせず、内部の清掃が容易に行える位置又は構造であるとともに、レジオネラ属菌その他病原菌が繁殖しないよう回収槽内の湯水を消毒する設備を設けること。
- テ 水位計を設置する場合は、配管内を洗浄及び消毒が行える構造又は配管等を要しないものであること。
- ト 配管内の浴槽水が完全に排水できる構造とすること。
- ナ 調節箱（洗い場の給湯栓又はシャワーに送る湯水の温度を調節するために設ける設備をいう。次条第1項第19号において同じ。）を設置する場合は、清掃が容易に行え、かつ、レジオネラ属菌その他病原菌が繁殖しないよう塩素消毒等が行える構造であること。
- ニ 貯湯槽（原水を貯留する水槽をいう。次条第1項第8号及び第9号において同じ。）は、完全に排水できる構造とすること。
- (5) 脱衣室又は浴室の入浴者の利用しやすい場所に飲料水供給設備を設けること。
- (6) 脱衣室から出入りすることができる流水式手洗い設備を備えた入浴者専用の便所を設けること。
- (7) 浴用に供した汚水の排水設備は、不浸透性材料を用い、臭気の発散及び汚水の漏出を生じず、かつ、衛生害虫等が発生しない構造とすること。
- (8) サウナ室（蒸気又は熱気を使用する入浴のための浴室をいう。以下同じ。）を設ける場合は、次の要件を満たすものであること。
- ア 男女を区別し、その境界に相互に見通しのできないよう隔壁を設けること。
- イ 床面、内壁及び天井は、耐熱性の材料を用いること。

- ウ 床面は、排水が容易に行えるよう適当な勾配を設け、かつ、清掃が容易に行える構造とすること。
- エ 室内の水が完全に室外に排出できる排水口を設けること。
- オ 蒸気又は熱気の放出口、放熱パイプ及び金属部分が入浴者の身体に直接接触するおそれのない構造とすること。
- カ 換気が適切に行えるよう給気口及び排気口を適当な位置に設けること。
- キ 温度計及び必要に応じ湿度計を適当な位置に設けること。
- ク 室内を容易に見通すことができる窓を適当な位置に設けること。
- ケ 非常用ブザー等を入浴者の見やすい位置に設けること。
- (9) サウナ設備（蒸気又は熱気を使用する入浴のための設備で、サウナ室以外のものをいう。以下同じ。）を設ける場合は、前号オ及びキの要件を満たすものであること。
- (10) 屋外に浴槽等を設ける場合は、次の要件を満たすものであること。
- ア 外部から見通しのできない構造で、かつ、男女を区別し、その境界に相互に見通しのできないよう隔壁を設けること。
- イ 浴槽及び浴槽に附帯する通路は、入浴者数に応じ十分な広さを有すること。
- ウ 浴槽、浴槽に附帯する通路及び床面から少なくとも1メートルの高さまでの周壁は、耐水性の材料を用いること。
- エ 浴槽は、浴槽からあふれ出た湯水が浴槽内に流入しないよう適切な措置を講じること。
- オ 浴槽水が配管等を通じて屋内の浴槽水と混ざらない構造とすること。
- カ 屋外には、洗い場を設けないこと。
- キ 浴槽に附帯する通路は、脱衣室、浴室その他の保温されている場所から直接出入りできる構造とすること。
- (11) 電気浴器を設ける場合は、電気用品安全法（昭和36年法律第234号）第9条第2項の規定による検査を受け、かつ、同項の証明書の交付を受けたものを用いること。
- (12) 娛樂室、マッサージ室、アスレチック室その他の附帯施設を設ける場合は、これらの施設と脱衣室及び浴室を容易に可動できない間仕切等により明確に区分すること。
- 2 前項の規定にかかわらず、個室付浴場（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項第1号の営業に係るものをいう。次条第2項及び第8条第2項において同じ。）の構造設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 個室は、外部（浴場内の通路を除く。）から見通しのできない構造とすること。
 - (2) 個室の出入口は、幅70センチメートル以上、高さ1.8メートル以上とし、出入口に錠その他これに類するものを設けないこと。
 - (3) 個室の出入口には、高さ1.2メートルから1.8メートルまでの間に、縦30センチメートル以上、横40センチメートル以上の無色かつ透明なガラス窓を設け、浴場内の通路から内部が見通せる構造とすること。
 - (4) 個室の数は、10以上とすること。
 - (5) 個室の床面積は10平方メートル以上、天井の高さは2.1メートル以上とすること。
 - (6) 浴室の床面、床面から少なくとも1メートルの高さまでの周壁及び浴槽は、耐水性の材料を用いること。
 - (7) 浴室の床面は、滑りにくい材質で、湯水が停滞しないよう適当な勾配を設け、かつ、清掃が容易に行える構造とすること。
 - (8) 浴室には、浴槽の外に、給湯栓及び給水栓を設けること。
 - (9) 個室には、入浴者が脱衣するのに必要な場所及び設備を設けること。
 - (10) 個室には、適当な換気装置を設けるほか、床面において照度が20ルクス以上になるよう適当な照明機能を有する照明設備を設けること。
 - (11) 個室内の照明設備の点滅装置は、個室の外に設け、内部での点滅はできない構造とすること。
 - (12) 流水式手洗い設備を備えた入浴者専用の便所を設けること。
 - (13) 浴用に供した汚水の排水設備は、不浸透性材料を用い、臭気の発散及び汚水の漏出を生じず、かつ、衛生害虫等が発生しない構造とすること。
- (衛生等の措置の基準)

第5条 法第3条第2項の規定により条例で定める営業者が講じなければならない入浴者の衛生及び風紀に関する措置の基準のうち、衛生等の措置の基準は、次のとおりとする。

- (1) 施設及び設備は、清掃及び消毒を行い、ねずみ及び衛生害虫等の適切な防除措置を講じ、清潔で衛生的に保つこと。
- (2) 設備及び器具は、定期的に保守点検し、常に適正に使用できるよう整備すること。
- (3) 施設内の各場所は、常に十分な照度を保つこと。
- (4) 脱衣室及び浴室は、脱衣又は入浴に支障のない温度に保ち、かつ、換気を十分に行

うこと。

- (5) 脱衣室は、床面を常に適度に乾燥させておくとともに、入浴者の利用に供する足ふきマット等を消毒したものと適宜取り替え、常に清潔で衛生的に保つこと。
- (6) 浴槽水は、常に適温を保つこと。
- (7) 原水のうち水道水（水道法（昭和32年法律第177号）第3条第1項に規定する水道及び愛媛県水道条例（昭和38年愛媛県条例第19号）第2条第1項に規定する水道により供給される水をいう。第20号アにおいて同じ。）以外の湯水を使用したもの及び浴槽水は、規則で定める水質基準に適合するよう管理すること。
- (8) 貯湯槽を使用する場合にあっては、当該貯湯槽内の原水の温度は、通常の使用状態において、湯の補給口、底部等に至るまで摂氏60度以上に保ち、かつ、最大使用時においても摂氏55度以上に保つこと。ただし、レジオネラ属菌その他の病原菌が繁殖しないように貯湯槽内の湯水の消毒を行う場合は、この限りでない。
- (9) 定期的に貯湯槽の生物膜（配管内部、ろ材等に付着した微生物が増殖し、それらが産出する粘液性物質で形成されたものをいう。以下この項において同じ。）の発生の防止又は除去を行うための清掃、消毒並びに設備の破損等及び温度計の性能の確認を行うこと。
- (10) 浴槽水は、常に満杯状態に保ち、かつ、十分にろ過した湯水又は原水を供給することによりあふれさせ、清浄に保つこと。
- (11) 浴槽水は毎日1回以上完全に入れ換え、浴槽の清掃及び消毒を行うこと。ただし、連日使用循環水（24時間以上連続して使用している循環水をいう。第20号及び第23号において同じ。）を使用している浴槽水については、1週間に1回以上定期的に完全に入れ換え、浴槽の清掃及び消毒を行うこと。
- (12) ろ過器は、1週間に1回以上、逆洗浄して汚れを十分に排出し、生物膜を適切な消毒方法で除去し、かつ、浴槽に湯水があるときは、ろ過器を常に作動させること。
- (13) 循環配管は、1週間に1回以上適切な消毒方法で生物膜を除去し、かつ、1年に1回程度生物膜の発生状況を点検し、生物膜がある場合は、除去すること。
- (14) 配管は図面等により、その配管の状況を正確に把握し、不要な配管は除去する等必要な措置を行うこと。
- (15) 浴槽水は、塩素系薬剤を使用して消毒し、浴槽水中の塩素濃度を頻繁に測定して、当該塩素濃度は、次の基準のとおりとし、当該測定の結果を検査の日から3年間保存

すること。ただし、浴槽水の性質その他の条件により塩素系薬剤が使用できない場合、浴槽水の水素イオン濃度指数(pH)が高くこの基準を適用することが不適切な場合又は他の消毒方法を使用する場合であって、他の適切な衛生措置を講じるときは、この限りでない。

ア 塩素系薬剤（結合塩素のモノクロラミンを除く。）を使用するときは、遊離残留塩素濃度を通常は1リットル中0.4ミリグラム程度を保ち、かつ、最大でも1リットル中1ミリグラムを超えないよう努めること。

イ 結合塩素のモノクロラミンを使用するときは、結合残留塩素濃度を1リットル中3ミリグラム程度に保つこと。

(16) 塩素系薬剤を使用して消毒を行う場合において、循環配管を設置しているときは、塩素系薬剤をろ過器の直前に投入すること。

(17) 消毒装置の維持管理を適切に行い、浴槽に湯水があるときは、常に作動させること。

(18) 集毛器は、毎日清掃及び消毒を行うこと。

(19) 調整箱は、生物膜の状況を監視し、必要に応じて清掃及び消毒を行うこと。

(20) 浴用に供する湯水は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める頻度で定期的な水質検査を行うこと。ただし、塩素系薬剤を用いた消毒を行っていない浴槽水については、その頻度は、1年に4回以上とする。

ア 原水（水道水のみを用いるものを除く。） 1年に1回以上

イ 連日使用循環水を用いない浴槽水 1年に1回以上

ウ 連日使用循環水を用いた浴槽水 1年に2回以上

(21) 前号の水質検査の結果は、検査の日から3年間保存するとともに、その結果が第7号に定める水質基準に適合しない場合は、直ちに、その旨を市長に届け出ること。

(22) 浴槽からあふれ出た湯水及び回収槽の湯水を浴用に供しないこと。ただし、還水管及び回収槽の内部の清掃及び消毒を頻繁に行うとともに、レジオネラ属菌その他の病原菌が繁殖しないよう回収槽内の湯水の塩素消毒等を行う場合は、この限りでない。

(23) 浴槽に気泡発生装置等を設置する場合は、内部に生物膜が形成されないよう適宜清掃及び消毒を行い、かつ、浴槽水には連日使用循環水を使用しないこと。

(24) 打たせ湯及びシャワーには、循環水を使用しないこと。

(25) 水位計配管は、1週間に1回以上適切な消毒方法で生物膜を除去すること。

(26) シャワーは、1週間に1回以上内部の水が置き換わるように通水し、かつ、シャワ

- ーヘッド及びホースは、6月に1回以上点検するとともに、内部の汚れ及びスケールの洗浄及び清掃を1年に1回以上行うこと。
- (27) 洗い場には、適当な数の湯おけ及び腰掛けを備え、これらを常に清潔に保つこと。
- (28) 飲料水供給設備は、その供給する水が飲用に適する旨を見やすい場所に表示すること。
- (29) 飲用に供する水は、水道法その他の法律に定めるもののほか、1年に1回以上水質検査を行い、その記録を3年以上保存すること。
- (30) 給湯設備及び給水設備は、1年に1回以上保守点検し、必要に応じ、被覆その他の補修を行うこと。
- (31) サウナ室若しくはサウナ設備又は電気浴器を設ける場合は、入浴者の見やすい場所に入浴上の注意を掲示するとともに、使用中は、入浴者の安全に注意すること。
- (32) サウナ室及びサウナ設備には、利用基準温度を表示すること。
- (33) サウナ室及びサウナ設備は、1月に1回以上保守点検するとともに、サウナ室にあつては、室内の温度及び湿度を定期的に測定し、その記録を3年以上保存すること。
- (34) 電気浴器は、1月に1回以上保守点検するとともに、絶縁抵抗、接地抵抗等について定期的に検査を受け、その記録を3年以上保存すること。
- (35) 屋外に設置された浴槽の周囲に植栽がある場合は、浴槽に土が入り込まないようにすること。
- (36) 入浴料金、営業時間、入浴者の心得その他必要な事項を入浴者の見やすい場所に掲示すること。
- (37) 入浴者の衣類、貴重品等の盗難防止を図ること。
- (38) 適当な場所に清掃用具及びごみ箱を備え付けること。
- (39) 入浴者にタオル、くし、ヘアブラシ等を貸与し、又は供与する場合は、新しいもの又は消毒したものとすること。
- (40) 入浴者にかみそりを貸与し、又は供与する場合は、新しいものとするとともに、かみそり廃棄用の容器を備え、使用済のかみそりを放置させないこと。
- (41) 善良な風俗の保持に努めること。
- (42) 入浴者に次の行為をさせないこと。
- ア おおむね7歳以上の男女の混浴
- イ 法第4条に規定する者のほか、泥酔者その他他の入浴者の入浴に支障を与えるおそ

れのある者の入浴

ウ 浴槽内で体を洗うこと、浴室で洗濯をすることその他公衆衛生に害を及ぼすおそれのある行為

(43) 従業者の衛生管理について、次の措置を講じること。

ア 衣服を常に清潔に保たせること。

イ 伝染のおそれのある疾病にかかっている者又はその疑いのある者を業務に従事させないこと。ただし、医師の診断により支障がないと認められた場合は、この限りでない。

ウ 1年に1回以上健康診断を受けさせること。

(44) 施設及び設備の衛生管理を行うため、自主管理手引書及び点検表を作成し、従業者に周知徹底するとともに、営業者又は従業者のうちから日常の衛生管理に係る責任者を定めること。

2 前項の規定にかかわらず、個室付浴場の営業者が講じなければならない衛生等の措置の基準は、次のとおりとする。

(1) 個室の浴槽の湯水は、入浴者1人ごとに入れ換えること。

(2) 個室には、浴場内の通路から内部の見通しを妨げる物品を配置しないこと。

(3) 個室には、風紀を乱すおそれのある物品を備え、又は持ち込ませないこと。

(4) 従業者には、風紀を乱すおそれのある服装及び行為をさせないこと。

(5) 前項第1号から第6号まで、第13号、第28号から第30号まで及び第36号から第44号までに定める措置

(特別の措置)

第6条 市長は、公衆衛生上及び風紀上特に必要があると認めるときは、前2条に規定するもののほか、特別の措置を命じることができる。

(営業許可の通知等)

第7条 市長は、法第2条第1項の許可をしたときは当該許可を証する書面により、許可をしなかったときはその旨を記載した書面により、当該許可の申請をした者に通知するものとする。

2 営業者は、前項の許可を証する書面を施設の見やすい場所に掲示しなければならない。

(基準の緩和)

第8条 市長は、建築物が特殊の構造であるとき、又は土地の状況等により、第4条第1

項第3号イ及びオ並びに第4号イ，ウ及びキの基準により難いと認めたときは，公衆衛生上支障のない場合に限り，これらの規定に定める基準の一部を緩和し，又は適用しないことができる。

2 市長は，一般公衆浴場以外の公衆浴場（個室付浴場を除く。）については，公衆衛生上及び風紀上支障のない場合に限り，第4条第1項及び第5条第1項の規定に定める基準の一部を緩和し，又は適用しないことができる。

（規則への委任）

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は，規則で定める。

付 則

この条例は，平成24年4月1日から施行する。

付 則（令和2年3月26日条例第14号）抄

（施行期日）

1 この条例は，令和2年7月1日から施行する。

（経過措置）

3 施行日前に工事が完了し，若しくはこの条例の施行の際現に工事が行われている公衆浴場又は現に公衆浴場法（昭和23年法律第139号）第2条第1項の許可の申請をしている公衆浴場に係る構造設備の措置の基準については，第2条の規定による改正後の松山市公衆浴場法施行条例（次項において「改正後の公衆浴場条例」という。）第4条第1項第4号ス（ア）並びに同号セ，ソ及びチからニまでの規定にかかわらず，なお従前の例による。

4 施行日前に行われた公衆浴場のサウナ室及びサウナ設備に係る保守点検並びにサウナ室に係る測定の記録並びに電気浴器に係る保守点検及び検査の記録の保存については，改正後の公衆浴場条例第5条第1項第33号及び第34号の規定にかかわらず，なお従前の例による。

付 則（令和3年10月4日条例第26号）

この条例は，令和4年1月1日から施行する。